

令和4年度

第9回御船町議会定例会(3月会議)

議 案

令和5年3月9日(木)

令和4年度第9回御船町議会定例会（3月会議）議事日程

令和5年3月9日（木）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

3 令和4年度定期監査報告

第 3 一般質問

第 4 報告第12号 専決処分の報告について

第 5 議案第47号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第48号 御船町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第49号 御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第50号 御船町個人情報保護法施行条例の制定について

第 9 議案第51号 御船町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第52号 御船町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について

第11 議案第53号 御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 2	議案第 5 4 号	御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 3	議案第 5 5 号	御船町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 4	議案第 5 6 号	御船町恐竜博物館条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 5	議案第 5 7 号	御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 6	議案第 5 8 号	御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 7	議案第 5 9 号	御船町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
第 1 8	議案第 6 0 号	御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について
第 1 9	議案第 6 1 号	御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 0	議案第 6 2 号	御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 1	議案第 6 3 号	御船町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 2	議案第 6 4 号	御船町国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 3	議案第 6 5 号	御船町水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 4	議案第 6 6 号	財産の処分について
第 2 5	議案第 6 7 号	財産の減額譲渡について

第 2 6	議案第 6 8 号	工事請負変更契約の締結について
第 2 7	議案第 6 9 号	工事請負契約の締結について
第 2 8	議案第 7 0 号	御船農業振興地域整備計画の変更について
第 2 9	議案第 7 1 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
第 3 0	議案第 7 2 号 【別冊】	令和 4 年度御船町一般会計補正予算（第 1 0 号）について
第 3 1	議案第 7 3 号 【別冊】	令和 4 年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
第 3 2	議案第 7 4 号 【別冊】	令和 4 年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 3 3	議案第 7 5 号 【別冊】	令和 4 年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 3 4	議案第 7 6 号 【別冊】	令和 4 年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第 4 号）について
第 3 5	議案第 7 7 号 【別冊】	令和 4 年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 3 6	議案第 7 8 号 【別冊】	令和 4 年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 3 7	議案第 7 9 号 【別冊】	令和 4 年度御船町水道事業会計補正予算（第 5 号）について
第 3 8	議案第 8 0 号 【別冊】	令和 5 年度御船町一般会計予算について
第 3 9	議案第 8 1 号 【別冊】	令和 5 年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について

- | | | |
|-----|------------------------------|-----------------------------|
| 第40 | 議案第82号
【別冊】 | 令和5年度御船町介護保険事業特別会計予算について |
| 第41 | 議案第83号
【別冊】 | 令和5年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について |
| 第42 | 議案第84号
【別冊】 | 令和5年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について |
| 第43 | 議案第85号
【別冊】 | 令和5年度御船町公共下水道事業特別会計予算について |
| 第44 | 議案第86号
【別冊】 | 令和5年度御船町水道事業会計予算について |
| 第45 | 同意第2号 | 御船町監査委員の選任について |
| 第46 | 発議第3号 | 御船町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について |
| 第47 | 陳情第1号 | 下辺田見横手地区及び下辺田見公園の排水工事について |
| 第48 | 予算決算審査検討特別委員会の廃止について | |
| 第49 | 議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申出について | |
| 第50 | 総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査申出について | |
| 第51 | 産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続調査申出について | |
| 第52 | 議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について | |
| 第53 | 議会改革推進特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について | |
| 第54 | 予算決算特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について | |

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定（令和3年6月15日議決）第1号に基づく和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年3月9日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第1号 町道小坂環状線車両事故に関する和解及び損害賠償額の決定
について

御専第1号

町道小坂環状線車両事故に関する和解及び損害賠償額の決定について

令和5年2月9日専決

1 概要

町道小坂環状線における車両物損事故について、相手方と御船町との間で和解（示談）及び、損害賠償額を決定した。

2 相手方

住所

氏名

3 損害賠償額

5, 196円

過失割合（町：2 相手方：8）

4 事故状況及び対応

本件事故は、令和4年9月27日午前7時30分頃、相手方が町道小坂環状線を自家用車で通行中に、下水道マンホール蓋と道路の横断側溝との間に段差が生じていたため、車のフロントバンパーが接触して同部を損傷したもので、町と相手方との合意により和解（示談）に至った。

5 和解（示談）日 令和5年2月9日

議案第 4 7 号

御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

御船町一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年条例第 6 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

高齢職員の昇給について国県の職員に準じることとすることなどに
伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

御船町一般職の職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「同日前 1 年間」を「同日前において規則で定める日以前 1 年間」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

- 5 55 歳（規則で定める職員にあつては、56 歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した職員に関する当該年齢に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の第 3 項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好又は極めて良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 48 号

御船町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

御船町職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和 30 年条例第 4
4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

職員の勤務成績の給与への反映に当たり、分限に降給を加える規定の
整備等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

御船町職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和 30 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

題名中「分限の手續及び効果」を「分限処分」に改める。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）

第 27 条第 2 項並びに第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条の見出し中「降任、免職及び休職」を「分限」に改め、同条第 1 項中「又は同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては」を「、同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は第 6 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降給する場合においては」に、「2 名」を「2 人」に、同条第 2 項中「降任若しくは免職又は休職」を「降任、免職、休職又は降給」に改める。

第 3 条第 2 項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第 4 条第 2 項中「定」を「定め」に、「支給しない」を「支給されない」に改める。

第 6 条中「実施」を「施行」に改め、同条を第 8 条とする。

第 5 条中「生じた者」を「生じたもの」に、「はかり」を「諮り」に改め、同条を第 7 条とする。

第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（降給の種類）

第5条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

（降給の事由）

第6条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当し、かつ、降任し、又は免職するに至らない場合においては、これを降給することができる。

- （1） 職員の人事評価による全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合
- （2） 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- （3） 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されない場合（前2号に掲げる場合を除く。）
- （4） 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 前項第1号の規定に該当する場合であつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるときは、当該職員を降格できるものとし、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められるときは、当該職員を降号できるものとする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（降給に関する経過措置）

2 御船町一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第6号）附則第3項の規定に基づく措置及び規則その他の規定に基づく法附則第26項に規定する

給与に関する特例措置による降給は、法第 27 条第 2 項に規定する職員の意に反する降給とする。

- 3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 9 号

御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
条例第 2 9 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた御船町の一般職
の職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員に適用する給料表を改定す
る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700

16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 5 0 号

御船町個人情報保護法施行条例の制定について
御船町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の一部改正により、地方公共団体の個人情報の保護に関する事務が法律の対象とされたことに伴い、御船町個人情報保護条例を廃止するとともに、御船町において同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長（公営企業管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求をした者は、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受けるときは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和5年条例第7号）第2条の規定に基づく上益城情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(御船町個人情報保護条例の廃止)

第2条 御船町個人情報保護条例（平成14年条例第37号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の御船町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第11条の規定によるその職務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない義務又は旧条例第14条第2項の規定による旧条例第2条第5号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）から委託を受けた旧個人情報を取扱う事務（以下「旧個人情報取扱事務」という。）に関して知り得た旧個人情報を他人に知らせてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧個人情報取扱事務の委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第15条第1項若しくは第2項（旧条例第26条第2項及び第29条第3項において準用する場合を含む。）、第26条第1項、第29条第1項又は第30条の2第1項若しくは第

- 3 項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、中止及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 4 第1項第2号に掲げる者が、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を旧条例第14条第2項の規定に違反してこの条例の施行後に他人に知らせたときは、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。
- 5 この条例の施行前において法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であった者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

議案第 5 1 号

御船町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

御船町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例(平成 1 3 年条例第 1 7 号)
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

御船町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例(平成 1 3 年条例第 1 7 号)
の関係法令改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例

御船町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例（平成13年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「民法（明治29年法律第89号）第46条第3項」を「民事保全法（平成元年法律第91号）第56条」に改め、同条第2号中「地方自治法第260条の2の規定により読み替えられた民法第56条に規定する仮理事」を「地方自治法第260条の9に規定する仮代表者」に改め、同条第3号中「民法第57条」を「地方自治法第260条の10」に改め、同条第4号中「民法第74条」を「地方自治法第260条の24又は地方自治法第260条の25」に改める。

第4条中「認可地縁団体印鑑の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項に基づき作成された」を「認可地縁団体印鑑登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項に基づき作成した」に改める。

第11条第1項第2号中「地方自治法第260条の2により準用する民法第68条（ただし、同条第1項第2号を除く。）の規定に基づき」を「地方自治法第260条の20の規定により」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

御船町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について
御船町まち・ひと・しごと創生推進基金条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

企業版ふるさと納税制度を活用した寄附金を国から認定を受けた御船町まち・ひと・しごと創生推進計画の事業に要する経費の財源に計画的に充てるため、本条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町まち・ひと・しごと創生推進基金条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、御船町まち・ひと・しごと創生推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 事業に対する法人からの寄附金の全部又は一部は、基金として積み立てることができる。

2 前項に定めるもののほか、基金として積み立てる額は、歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じた収益は、予算に計上し、事業推進のために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 53 号

御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26
年条例第 26 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業者等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業者等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の家庭的保育事業者等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握す

ることができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書きを削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 5 4 号

御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 7 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することがで

きる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的 to 実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 5 5 号

御船町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

御船町道路占用料徴収条例（昭和 5 4 年条例第 2 6 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

道路等の施設の占用料について、町民の居宅等の確保並びに移住定住及び企業誘致の促進を図るため、本条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

御船町道路占用料徴収条例（昭和 54 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条見出し中「減免」を「免除」に改め、同条中「次に掲げる各号の 1 に」を「次の各号のいずれかに」に改め、「減額し、又は」を削り、同条第 2 号中「で延長が 2 メートル未満のもの」を削り、同条第 3 号中「居宅出入のための施設で幅員が 2 メートル未満のもの」を「居宅等への出入りのために必要と認められる施設」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 6 号

御船町恐竜博物館条例の一部を改正する条例の制定について

御船町恐竜博物館条例（平成 1 2 年条例第 1 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）の改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町恐竜博物館条例の一部を改正する条例

御船町恐竜博物館条例(平成 12 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)第 18 条」を「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「法」を「博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)」に改める。

第 6 条中「第 20 条」を「第 23 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 7 号

御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
御船町国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 6 号）の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 2 3 号）
の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例

御船町国民健康保険条例(昭和34年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 5 8 号

御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

御船町後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 8 号）の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 1
9 年条例第 2 6 号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が
ある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

御船町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「広域連合条例附則第5条から第8条」を「広域連合条例附則第3条から第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

御船町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
御船町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

下水道事業について、令和 6 年 4 月 1 日から地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）に基づく公営企業会計を適用することに伴い、下水道事業の設置等に関する条例を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 町の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、御船町下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 予定処理区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定める事業計画によるものとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額

が10万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払の一部に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が50万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が5万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、
町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(御船町公共下水道事業特別会計条例の廃止)

2 御船町公共下水道事業特別会計条例（平成8年条例第16号）は、廃止する。

議案第 6 0 号

御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について

御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

御船町情報通信基盤施設の全設備を通信事業者に譲渡し、令和 5 年 4 月 1 日から民間移行するため、関係する条例を廃止する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例（平成23年条例第2号）
- (2) 御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計条例（平成23年条例第3号）
- (3) 御船町地域情報通信基盤施設管理運営基金条例（平成24年条例第1号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による廃止前の御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計の令和4年度の歳入及び歳出に関する出納整理については、なお従前の例による。

議案第 6 1 号

御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
御船町附属機関設置条例（令和 2 年条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

附属機関の新設、名称変更及び廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例

御船町附属機関設置条例(令和2年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「

町長	指定管理者検証委員会	指定管理施設の管理運営状況及び指定管理者の総括的な検証並びに現行指定管理者の再指定に関する検証を行うため、必要な事項を審議する。
	災害弔慰金等支給審査会	災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関し必要な事項を調査、審議する。
	ブロードバンド基盤整備推進協議会	ブロードバンド利用環境の整備推進を図るため、必要な事項を協議する。
	御船光ネットワーク民間移行事業に係る運営事業候補者選定委員会	運営事業候補者の選定に際し、厳正かつ公正な評価及び審査を行う。
	まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、評価及び検証に関し必要な事項を協議する。
	国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関し必要な事項を協議する。
	介護保険運営協議会	介護保険に係る施策の実行に関し、必要な事項を協議する。
	介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会	介護保険事業計画及び老人保健福祉計画を策定するため、必要な事項を調査、研究す

	る。
男女共同参画社会推進会議	男女共同参画社会の構築に向けて、総合的な施策を推進するため、必要な事項を協議する。
地域密着型サービス運営協議会	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、必要な事項を協議する。
地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適切な運営を図るため、必要な事項を協議する。
要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	要保護児童及びその家族又は特定妊婦への適切な支援並びに配偶者等からの暴力の防止を図るため、必要な事項を協議する。
障害者福祉計画策定委員会	障害者福祉計画を策定するため、必要な事項を調査、研究する。
公立保育園施設検討委員会	公立保育園施設等のあり方に関する事項を協議、検討する。
災害義援金配分委員会	被災者に対する義援金の公平かつ迅速な配分に関する事項を協議、決定する。
農業委員会委員選考委員	農業委員会の委員候補者の選考を行うため、必要な事項を審議する。
特産品認定審査委員会	特産品の認定に関し、必要な事項を審議する。
地域連携保全活動協議会	地域連携保全活動計画を策定するため、必要な事項を調査、研究する。
土地改良事業施行評価換地委員会	土地改良事業の換地計画等について、必要な事項を審議する。

」を「

町長	指定管理者検証委員会	指定管理施設の管理運営状況及び指定管理者の総括的な検証並びに現行指定管理者の再指定に関する検証を行うため、必要な事項を審議する。
	災害弔慰金等支給審査会	災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関し必要な事項を調査、審議する。
	デジタル田園都市国家構想総合戦略推進会議	デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定、評価及び検証に関し必要な事項を協議する。
	空家等対策協議会	空家等対策の推進に関し必要な事項を協議する。
	国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関し必要な事項を協議する。
	地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画を策定するため、必要な事項を調査、研究する。
	介護保険運営協議会	介護保険に係る施策の実行に関し必要な事項を協議する。
	介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会	介護保険事業計画及び老人保健福祉計画を策定するため、必要な事項を調査、研究する。
	男女共同参画社会推進会議	男女共同参画社会の構築に向けて、総合的な施策を推進するため、必要な事項を協議する。
	地域密着型サービス運営協議会	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、必要な事項を協議する。
	地域包括支援センター運営	地域包括支援センターの適切な運営、公

協議会	正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適切な運営を図るため、必要な事項を協議する。
要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	要保護児童及びその家族又は特定妊婦への適切な支援並びに配偶者等からの暴力の防止を図るため、必要な事項を協議する。
障害者福祉計画策定委員会	障害者福祉計画を策定するため、必要な事項を調査、研究する。
公立保育園施設検討委員会	公立保育園施設等のあり方に関する事項を協議、検討する。
災害義援金配分委員会	被災者に対する義援金の公平かつ迅速な配分に関する事項を協議、決定する。
農業委員会委員選考委員	農業委員会の委員候補者の選考を行うため、必要な事項を審議する。
特産品認定審査委員会	特産品の認定に関し、必要な事項を審議する。
地域連携保全活動協議会	地域連携保全活動計画を策定するため、必要な事項を調査、研究する。
土地改良事業施行評価換地委員会	土地改良事業の換地計画等について、必要な事項を審議する。

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 6 2 号

御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 3
1 年条例第 3 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

特別職の職員で非常勤のものの追加、削除及び名称変更に伴い、所要の改正を
行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成31
年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

学識経験者総合計画審議会委員	日額 20,000円
学識経験者まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員	

」を「

学識経験者総合計画審議会委員	日額 20,000円
学識経験者デジタル田園都市国家構想総合戦略推進会議 委員	

」に、「

御船町議会情報公開審査会委員 指定管理者検証委員会委員 政治倫理審査会委員 特別職報酬等審議会委員 ブロードバンド基盤整備推進協議会委員 御船光ネットワーク民間移行事業に係る運営事業候補 者選定委員会委員 総合計画審議会委員 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員 交通安全対策協議会委員 介護保険運営協議会委員	日額 4,000円
--	-----------

介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会委員 男女共同参画社会推進会議委員 人権擁護審議会委員 民生・児童委員推薦会委員 地域密着型サービス運営協議会委員 地域包括支援センター運営協議会委員 要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会委員 障害福祉計画策定委員会委員 公立保育園施設検討委員会委員 子ども・子育て会議委員 災害義援金配分委員会委員 健康づくり推進協議会委員 農業委員会委員選考委員 農業振興地域整備促進協議会委員 特産品認定審査委員会委員 都市計画審議会委員 水道事業経営戦略委員会委員 地域連携保全活動協議会委員 教育環境整備主要課題検討委員会委員 教育振興基本計画策定委員会委員 教育振興基本計画評価検証協議会委員 学校給食センター運営委員会委員 社会教育委員 公民館運営審議会委員 カルチャーセンター運営審議会委員 図書館協議会委員 人権教育・啓発基本計画策定委員会委員 恐竜博物館協議会委員	
--	--

文化財保護委員 土地改良事業施行評価換地委員	
---------------------------	--

」を「

御船町議会情報公開審査会委員 指定管理者検証委員会委員 政治倫理審査会委員 特別職報酬等審議会委員 総合計画審議会委員 デジタル田園都市国家構想総合戦略推進会議委員 空家等対策協議会委員 防災会議委員 国民保護協議会委員 交通安全対策協議会委員 地域福祉計画策定委員会委員 介護保険運営協議会委員 介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会委員 男女共同参画社会推進会議委員 人権擁護審議会委員 民生・児童委員推薦会委員 地域密着型サービス運営協議会委員 地域包括支援センター運営協議会委員 要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会委員 障害福祉計画策定委員会委員 公立保育園施設検討委員会委員 子ども・子育て会議委員 災害義援金配分委員会委員 健康づくり推進協議会委員	日額 4,000円
---	-----------

農業委員会委員選考委員	
農業振興地域整備促進協議会委員	
特産品認定審査委員会委員	
都市計画審議会委員	
水防協議会委員	
水道事業経営戦略委員会委員	
地域連携保全活動協議会委員	
教育環境整備主要課題検討委員会委員	
教育振興基本計画策定委員会委員	
教育振興基本計画評価検証協議会委員	
学校給食センター運営委員会委員	
社会教育委員	
公民館運営審議会委員	
カルチャーセンター運営審議会委員	
図書館協議会委員	
人権教育・啓発基本計画策定委員会委員	
恐竜博物館協議会委員	
文化財保護委員	
土地改良事業施行評価換地委員	

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 6 3 号

御船町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
御船町防災会議条例（昭和 4 2 年条例第 1 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

御船町防災会議の委員を新たに加える必要があるため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町防災会議条例の一部を改正する条例

御船町防災会議条例（昭和42年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第9号中「9人」を「10人」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「5人」を「6人」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者 1人以内

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 6 4 号

御船町国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について

御船町国民保護協議会条例（平成 1 8 年条例第 1 9 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

御船町国民保護協議会における委員の報酬及び費用弁償に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町国民保護協議会条例の一部を改正する条例

御船町国民保護協議会条例（平成18年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（報酬等）

第7条 委員の報酬及び費用弁償（以下この条において「報酬等」という。）は、御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第31号）の定めるところとする。ただし、御船町防災会議条例（昭和42年条例第18号）に定める御船町防災会議又は御船町水防協議会条例（昭和35年条例第10号）に定める御船町水防協議会が国民保護協議会と同時に開催され、御船町防災会議又は御船町水防協議会の委員として報酬等が支払われる場合は、この協議会に係る報酬等は支払わないものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 6 5 号

御船町水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について
御船町水防協議会条例（昭和 3 5 年条例第 1 0 号）の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

御船町水防協議会における委員の報酬及び費用弁償に関する規定を
整備するなどのため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町水防協議会条例の一部を改正する条例

御船町水防協議会条例(昭和 35 年条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条に見出しとして「(設置)」を付し、同条中「第 26 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に改める。

第 2 条を次のように改める。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長及び委員 9 人以内をもって組織する。

第 3 条に見出しとして「(職務)」を付し、同条を同条第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項として次の 2 項を加える。

会長は、協議会を代表して会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

第 4 条に見出しとして「(任期)」を付す。

第 5 条に見出しとして「(会議)」を付し、同条に次の 1 項を加える。

2 会議は、委員定数の 3 分の 1 以上が出席しなければこれを開くことができない。

第 6 条及び第 7 条を次のように改める。

(幹事及び書記)

第 6 条 協議会に幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、町長が命ずる。

(報酬等)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償（以下この条において「報酬等」という。）は、御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 31 号）の定めるところとする。ただし、協議会において調査審議するに当たり、御船町防災会議条例（昭和 42 年条例第 18 号）に定める御船町防災

会議又は御船町国民保護協議会条例（平成 18 年条例第 19 号）に定める御船町国民保護協議会が同時に開催され、御船町防災会議又は御船町国民保護協議会の委員として報酬等が支払われる場合は、この協議会に係る報酬等は支払わないものとする。

第 8 条中「外」を「ほか」に、「特にこれを」を「別に」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 6 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 9 日

御船町長 藤木 正幸

1 処分する財産

名 称	内 容	所 在 地
センター局	通信設備	御船町役場内
引込設備	光ケーブル、終端装置	利用者宅内

- 2 契約金額 金 1 2 7, 8 2 1, 4 3 0 円（消費税 1 1, 6 2 0, 1 3 0 円を含む。）

3 契約の方法

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約

4 契約の相手方

住 所 福岡県福岡市中央区天神一丁目 1 2 番 2 0 号

商 号 株式会社 QTnet

代表者 代表取締役 社長執行役員 岩 崎 和 人

（提案理由）

財産の処分については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 7 号

財産の減額譲渡について

次のとおり財産を減額譲渡したいので議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

1 譲渡する財産

(1) 種 類	土地
所 在 地	上益城郡御船町大字辺田見字甲斐山 5 7 5 番
合計面積	2 8 0 m ²

2 譲渡価格

3, 0 6 8, 6 4 8 円
(評価額 3, 5 7 5, 8 8 0 円)

3 譲渡の相手方

住 所	
名 称	認可地縁団体 上辺田見自治会
代 表 者	

(提案理由)

財産の減額譲渡については、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 68 号

工事請負変更契約の締結について

団体営農地等災害復旧事業松向地区工事について、次のとおり請負変更契約を締結する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

1 工 事 名 団体営農地等災害復旧事業松向地区工事

2 変 更 内 容

- ① 令和 4 年 4 月下旬、風雨等により施工地の法面の一部が崩壊し、治山部分の簡易法枠及び吹付部裏側の地山消失によりオーバーハングを形成する状態となったため、施工の安全性を確保するため、当該部分の撤去を優先する必要がある、工期内に本体構造物である鋼製組立網工の施工に着手及び完了することが困難となったため、これを減とする。
- ② 本工事箇所は、河川に面した急斜面の中腹に位置しており、不安定な地質であることから、安全性を確保するための作業スペースの設置や法面保護等の安全対策を施工する。

3 工事場所 山都町 島木 地内

4 当初契約額 96,910,000 円

5 変更契約額 31,350,638 円（減額）

6 最終契約額 65,559,362 円

7 契約の相手方

住 所 上益城郡御船町大字滝川 7 1 2 番地

商 号 株式会社 東生企業

代表者 代表取締役 江藤 公城

（提案理由）

請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 69 号

工事請負契約の締結について

御船浄水センター水処理（3）監視制御設備更新工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

1 工 事 名 御船浄水センター水処理（3）監視制御設備更新工事

2 工事理由

社会資本整備総合交付金防災・安全交付金事業により、御船浄水センター内にある監視制御設備の一部の更新工事を実施する。

3 工事場所 上益城郡御船町大字 木倉 地内

4 契約金額 48,378,000 円

5 契約の相手方

住 所： 熊本市中央区十禅寺 1 丁目 4 番 12 号

商 号： 飯塚電気工業 株式会社

代表者： 代表取締役 松尾 修一

（提案理由）

請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 70 号

御船農業振興地域整備計画の変更について
御船農業振興地域整備計画について、別添のとおり変更する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

御船農業振興地域整備計画の変更については、御船町議会基本条例（平成 22 年条例第 1 号）第 12 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第 71 号

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 6 月 30 日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合同規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合同規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 10 号に関する事務の項中「玉名市、山鹿市」を「山鹿市」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約別表第 2 の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

（提案理由）

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第2号

御船町監査委員の選任について

御船町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 吉川 勲（よしかわ いさお）
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和5年3月9日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

監査委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

発議第 3 号

御船町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
御船町議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月9日提出

提出者	御船町議会議員	清水	聖
賛成者	御船町議会議員	中城	峯雄
賛成者	御船町議会議員	福本	悟
賛成者	御船町議会議員	増田	安至
賛成者	御船町議会議員	岩永	宏介

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正により、御船町議会における個人情報の保護に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条～第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止等
 - 第1節 開示（第18条～第30条）
 - 第2節 訂正（第31条～第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条～第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条～第46条）
- 第5章 雑則（第47条～第52条）
- 第6章 罰則（第53条～第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、御船町議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1） 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によ

っては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、御船町情報公開条例(平成13年条例第23号)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記載されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則

性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

- 第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を

有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項

の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1） 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- （2） 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- （1） 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- （2） 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 町長（公営企業管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項 第1号	本人の同意があるとき、又は 本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の 保護のために必要がある場合 であって、本人の同意が あり、又は本人の同意を得

		ることが困難であるとき
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2 項の規定に違反して利用さ れているとき	第12条第5項の規定により 読み替えて適用する同条第 1項及び第2項（第1号に 係る部分に限る。）の規定に 違反して利用されていると き、番号利用法第20条の規 定に違反して収集され、若 しくは保管されていると き、又は番号利用法第29条 の規定に違反して作成され た特定個人情報ファイル （番号利用法第2条第9項 に規定する特定個人情報フ ァイルをいう。）に記録され ているとき
第38条第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）におい

て、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若

しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

- (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもののその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当

に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するとき
は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の
利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければ
ならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用
目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定
により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有して
いないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、そ
の旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。
ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補
正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があ
るときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この
場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長
の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があっ
た日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行
に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長
は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示
決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれ
ば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示
請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有 개인정보が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有 개인정보が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求をした者は、保有 개인정보が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受けるときは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければ

ばならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした

者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長

がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報に特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定

により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、上益城情報公開及び個人情報保護審査会(第50条において「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報

の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用

については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の適正な取扱いの確保)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以

下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。